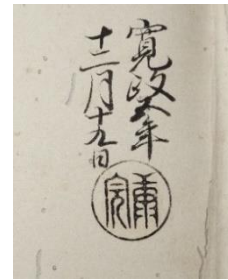
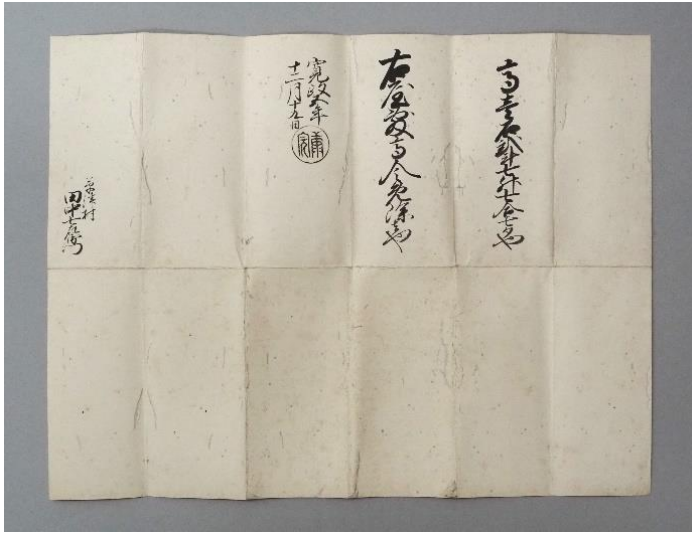


本陣職の特権を示す

こくいんじょう
「黒印状」(草津宿本陣蔵)



草津宿本陣には、「黒印状」が計六通、大切に保管されています。これはそのうちの一通で、寛政五年(1793)膳所藩城主・本多康完(ほんだやすただ)から、屋敷高一石二斗七升七合七勺の免税が認められたことを示す黒印状です。

黒印状とは、大名や旗本などの黒墨の印判が押された文書で、戦国時代から江戸時代にかけて重要な役割を果たした公文書です。印判は花押の代替として生まれ、江戸時代には朱印を押した朱印状(しゅいんじょう)の方が格式高く将軍など高位の武家が用い、諸大名は黒印を用いました。草津宿本陣に残る黒印状には、扶持(ふち)(本陣職の給料)に関する事、代官役料(だいかんやくりょう)(代官役の給料)に関する事、屋敷高にかかる租税の免除に関する事などが記されています。

草津宿は本来、道中奉行の管轄ですが、実質は膳所藩の管理下にあったことから、黒印状は膳所藩主から下されました。

本陣は主要街道に面して門構えをもち、白洲・玄関を備え上段の間は書院造りで、宿内でも特別立派なものでした。利用は公家、勅使や大名などに限られており、休泊した公家や大名からは利用に際し謝礼が渡されました。しかし、宿泊料金の取り決めはなかったため、謝礼が十分とは言えない場合もあったようです。一方で、主人には名字帯刀が許されるなど、大変名誉なことと歓迎して受け止められました。さらに、扶持が与えられ、屋敷にかかる税を免除されるなどの優遇も受けています。

それらを証明する藩主からの公文書である「黒印状」は、本陣職を拝命した家の家格を示す大切な文書であり、本陣を守る矜持(きょうじ)ともなる物でした。

(令和8年6月・草津宿街道交流館 吉崎 早苗)